

様式第1号

埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）公告

県営浦和大久保住宅樹木剪定業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県住宅供給公社会計規程第80条に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和4年11月8日

埼玉県住宅供給公社
理事長 石川 幸彦

記

1 入札対象業務				
(1) 業務名	県営浦和大久保住宅樹木剪定業務			
(2) 業務場所	さいたま市桜区大字大久保領家540			
(3) 契約期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで			
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。			
(5) 業務概要	<p>ア 規模及び構造 鉄筋コンクリート造 5階建 全22棟570戸</p> <p>イ 業務内容 樹木剪定業務一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高中木の剪定 ・ 低木、生垣の機械刈込み 			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	土木施設維持管理	工事分類名	苑地
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領（※）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 価格競争方式により落札者候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。</p> <p>(3) 審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p> <p>※埼玉県住宅供給公社ホームページ内「入札要領等」に掲載。</p>			
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定に基づき、資料の提出、届出及び入札を書面により行う。			
4 仕様書等	仕様書等は、埼玉県住宅供給公社ホームページ内「一般競争入札公告」の「仕様書等」に掲載する。			
5 競争参加資格確認申請書の提出場所及び期間等	入札参加を希望する者は、次に示す提出場所及び期間内に競争参加資格確認申請書を提出すること。			

	<p>期間 令和4年11月9日（水）から令和4年11月28日（月）まで （ただし、土曜日、日曜日を除く）</p> <p>時間 9時00分 から 17時00分 まで （ただし、12時00分から13時00分を除く）</p>				
	<p>場所 埼玉県住宅供給公社 技術部 技術推進課 さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号 住宅供給公社 4階</p>				
6 仕様書等に関する質疑	<p>仕様書等に関する質疑は、次に示す期間及び方法によること。</p> <p>期間 令和4年11月22日（火） 12時00分まで</p> <p>方法 埼玉県住宅供給公社 技術推進課あてファクシミリ（送信後電話にて連絡）または、電子メールにより指定様式で提出すること。（提出先は、公告末尾に記載）</p>				
7 質疑に対する回答	<p>令和4年11月25日（金） 10時00分</p> <p>質疑に対する回答は、質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を埼玉県住宅供給公社ホームページで公表する。 入札参加者は、質疑書の提出の有無にかかわらず、ホームページ上に掲載する質疑に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 なお、質疑に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。</p>				
8 入札場所及び日時	<p>場所 埼玉県住宅供給公社 4階 401会議室 （さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号） ※ 駐車場に余裕がありませんので、車での来社はご遠慮願います。</p> <p>日時 令和4年12月1日（木） 11時30分</p> <p>※なお、変更する場合は埼玉県住宅供給公社ホームページ上で案内する。</p>				
9 入札に参加できる者の形態	<p>単体企業</p>				
10 入札に参加する者に必要な資格					
(1) 資格者名簿への登録	<table border="1"> <tr> <td>業種名及び業務分類名</td> <td>土木施設維持管理（苑地）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、10(6)エただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</td> </tr> </table>	業種名及び業務分類名	土木施設維持管理（苑地）	令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、10(6)エただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。	
業種名及び業務分類名	土木施設維持管理（苑地）				
令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、10(6)エただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。					
(2) 所在地	<p>さいたま市</p> <p>資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。</p>				
(3) 業務を行うための資格	<p>資格者名簿の造園工事業の格付けがA級の者であること。</p>				
(4) 実績	<p>下記ア、イ、ウのいずれかの実績</p>				

	<p>ア 国又は地方公共団体等との契約</p> <p>1回の契約金額が4百万円以上の苑地に係る業務、又は造園工事</p> <p>契約の締結日にかかわらず平成24年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）との契約により、上に示す業務、又は工事を履行、又は完成させた実績を有すること。</p>
	<p>イ 民間事業者との契約</p> <p>1回の契約金額が4百万円以上の苑地に係る業務、又は造園工事</p> <p>契約の締結日にかかわらず平成29年4月1日以降公告日までの間に、民間事業者との契約により、上に示す業務、又は工事を履行、又は完成させた実績を有すること。</p> <p>なお、民間事業者との契約の実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。</p> <p>ア 契約書の写し</p> <p>イ 業務（工事）概要又は施工数量がわかる図書（契約書に記載があれば不要）</p> <p>ウ 業務（工事）の履行（完成）が確認できる資料（施工証明書、請負代金の入金を証明するもの等）</p>
	<p>ウ 埼玉県又は当公社の発注工事の1次下請負契約</p> <p>1回の契約金額が4百万円以上の造園工事</p> <p>契約の締結日にかかわらず平成29年4月1日以降（公告当該年度の5年前の4月1日）公告日までの間に、埼玉県又は当公社の発注工事の1次下請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。</p> <p>なお、埼玉県又は当公社の発注工事の1次下請負契約の施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。</p> <p>ア 埼玉県又は当公社の発注工事の1次下請を行ったことがわかる書類（契約書、注文書、請書等の写し）</p> <p>イ 工事概要又は施工数量のわかる図書（契約書に記載があれば不要）</p> <p>ウ 工事の履行が確認できる資料（施工証明書、請負代金の入金を証明するもの等）</p>
(5) 配置予定の技術者	<p>土木施設維持管理（苑地）に係る業務又は造園工事の実績経験を有する者を技術管理者として配置できること。</p>
(6) その他の参加資格	<p>ア 埼玉県住宅供給公社会計規程第79条第1項及び第2項の資格を具備する者であること。</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>ウ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を</p>

	<p>受けている者を除く。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（埼玉県の「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に準拠。）。</p>
11 入札参加資格の有無の確認	埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領に基づき、落札候補者の決定後に入札参加資格の有無を確認する。
12 最低制限価格	設定する。
13 入札保証金	免除する。
14 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債</p> <p>イ 埼玉県債</p> <p>ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県住宅供給公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
15 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。
16 現場説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 競争参加資格確認申請書（写）を提示した者であっても、入札日時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行するものとする。</p>

(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 初度入札時に、発注者が様式を指定した入札金額積算内訳書（必要事項を記入したもの）を入札書に添付すること。 イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 同額の入札	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために室・部長（支所所長）が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がした入札 カ 談合その他不正行為があったと認められる入札 キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札 ケ 入札者の押印のないもの コ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの サ 押印された印影が明らかでないもの シ 入札に参加する資格のない者がした入札 ス 指定様式以外での入札 セ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの ソ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの タ 他人の代理を兼ねた者がしたもの チ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの ツ その他公告に示す事項に反した者がした入札
18 その他	(1) 埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領を熟知の上、参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。

	<p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札（事後審査型）執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4) に定めること以外に、入札後、この公告、仕様書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 契約期間中に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2の措置要件の欄の第1号、第3号イ、第4号イ又は第5号に該当し、入札参加資格停止の措置を受けたときは、契約を解除することがある。 この場合、この契約の解除による損害の賠償請求はすることができない。</p> <p>(7) 落札者との契約は、埼玉県住宅供給公社委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県住宅供給公社のホームページに掲載している。</p>
<p>19 この公告に関する問い合わせ先</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号 埼玉県住宅供給公社 技術部 技術推進課 白根 電話 048-829-2689 ファクシミリ 048-825-1824 E-mail kje0081@saijk.or.jp</p>